

共有すべき事例

2011年4月 事例1

〔内服薬調剤〕 規格・剤形間違いに関する事例

(事例番号：000000016456)

事例

【事例の内容】

一包化している薬の中に薬剤情報提供文書の写真と異なるカプセルが入っていると患者本人が薬を持って来局した。ユベラNカプセル100mgで処方のところ、ユベラNソフトカプセル200mgで調剤していたことが判明した。調剤ミスであることを認め、謝罪した。患者は前回の残りを服用していたため、今回の誤調剤した薬は服用せず、健康被害はなかった。

【背景・要因】

多忙であったため、通常は一包化調剤する前に確認すべきところを後回しにしてしまった。一包化調剤後、シート包装の外殻だけで確認を行ったため、間違いに気づかなかった。

【薬局が考えた改善策】

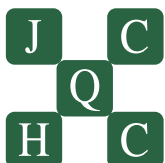
一包化調剤する前に確認することを徹底する。

事例のポイント

- ユベラNカプセル100mgは赤色と白色のカプセル、ユベラNソフトカプセルはオレンジ色のソフトカプセルであり、一包でも分包品の鑑査を行えば、誤りを見つけることが出来たと思われる。
- 一包化調剤の鑑査に関しては、薬剤の外殻だけで確認を行うのであれば、一層徹底した鑑査が必要である。一包化調剤は、誤投薬があった時に誤りを発見しにくく重大な医療事故を生じうるため、業務手順書の変更などの改善を検討することが望ましい。
- 患者とともに、薬剤と薬剤情報提供文書を照合しながら服薬指導を行うことは、薬剤や薬剤情報提供文書の内容の確認にもつながるため、そのような服薬指導を行うことも一つの方法である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2011年4月 事例2

〔交付〕 患者間違いに関する事例

(事例番号：000000016606)

事例

【事例の内容】

お薬手帳に別の患者の手帳シールを貼って渡してしまった。

【背景・要因】

調剤台の上にお薬手帳を置いていた。

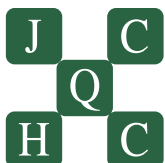
【薬局が考えた改善策】

患者の名前をきちんと確認する。

事例のポイント

- 医薬品の間違いととも、医薬品の情報の間違いによっても、重大な医療事故を生じるケースがありうる。手帳のシールの重要性を、職員一同でしっかり認識する必要がある。
- 患者が持参したお薬手帳と、薬局で作成したお薬手帳のシールが正しく対応していることが確認できるように、照合方法の工夫やシステムを検討する必要がある。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2011年4月 事例3

〔外用薬調剤〕 処方せん監査間違いに関する事例

(事例番号：000000016884)

事例

【事例の内容】

慢性疼痛の患者にデュロテップMTパッチ2.1mgが処方されたが、確認書の確認をせず投薬した。その後、患者がデュロテップMTパッチ2.1mgを使用する前に、確認書の確認が必要であることに気づいた。

【背景・要因】

デュロテップMTパッチ2.1mgを慢性疼痛に用いる場合、確認書の確認が必要であることを管理者が認識していなかった。また、デュロテップMTパッチ2.1mgを慢性疼痛に用いる場合、確認書の確認が必要であることを薬剤師に周知していなかった。

【薬局が考えた改善策】

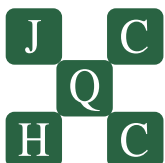
麻薬の知識を高めるため、勉強会を実施する。当該患者の薬歴の表に「確認書を確認する。」と記載する。麻薬帳簿にデュロテップMTパッチの慢性疼痛の適応に対して、確認書を確認する旨の記載文書を添付する。

事例のポイント

- デュロテップMTパッチは、慢性疼痛に処方する際に確認書が必要な薬剤であり、他にも同様の事例が報告されている。(事例番号：000000016635)
- 最近、このような販売方法を行う薬剤が増えてきているため、最新の情報を入手する必要がある。
- 上記以外にも、ノルスパンテープが医師の研修終了の確認を行う薬剤として最近発売されたため、デュロテップMTパッチと同様に注意する必要がある。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>